

平成29年中の所得の申告はお済みですか？

～正確な国民健康保険税の算定には、所得の申告が必要です～

平成30年度の国民健康保険税（以下、国保税）を6月に算定します。国保税は、世帯内の国保加入者全員の平成29年中の所得や人数を基に計算します。申告がお済みでない人は、早めの申告をお願いします！申告は、市民生活課 保険年金係、または税務課へ。



◇どのような場合に申告が必要？

18歳以上の人で、家族の税扶養に入ってるおらず、市役所に所得情報がない場合には申告が必要です。
(所得がない場合も必要です)

◇遺族年金や障害年金を受給中だけど…申告が必要？

必要です。非課税年金を受給している旨の申告をしてください。

◇家族に扶養（税の扶養）されているけど…申告が必要？

所得がない場合は必要ありません。ただし、所得があり、その所得を事業所などから市役所へ報告されていなければ必要です。

◇早めに申告をしないとどうなるの？

国保税の算定には、世帯の総所得情報が必要なため、申告をしないと
①軽減判定ができない
②年度途中で申告すると年度中に税額が変更される
などのデメリットが生じる可能性があります。

問い合わせ 市民生活課 保険年金係 ☎75-2159

自分の健診結果から生活を見直し健康を守りましょう

特定健診を受けましょう

～何のために特定健診・がん検診を受けるのか？～

1つ目の理由は、もちろん自分自身の健康管理のためですが、生活習慣病やがんは自覚症状に乏しく、症状がでる時には、すでに進行していたということも少なくありません。特に生活習慣病は、食事や運動で予防や改善ができます。健診を受けて自分の生活を見直すきっかけになります。

2つ目の理由は、今年度から保険者努力支援制度が本格的に始まり、行政の取り組みとみなさんのがんばりの評価によって、国から支援金が支給されるようになります。その評価指標のひとつに「特定健診受診率」「がん検診受診率」があります。

多くの人が健診を受けると、支援金の支給額が増え、みなさんの保険税に充てられます。つまり、保険税の負担を抑えることができるのです。

まずは、みなさんの健康づくりのため、健診を受けましょう。

	現 状		目標値		
	平成28年度	平成29年度 (暫定)	平成30年度	平成31年度	平成32年度
特定健診受診率	60%	61.1%	61%	62%	63%

《参考：第2期保健事業実施計画》

問い合わせ 健康増進課 健康増進係 ☎75-3355